

○北九州工業高等専門学校に置く生産デザイン工学専攻で養成する人物像に関する規則

令和元年10月10日 規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州工業高等専門学校学則（昭和50年規則第1号）第56条第2項の規定に基づき、北九州工業高等専門学校（以下「本校」という。）に置く生産デザイン工学専攻で養成する人物像に関し、必要な事項について定めるものとする。

(生産デザイン工学専攻で養成する人物像)

第2条 生産デザイン工学専攻で養成する人物像を次のとおりとする。

- (1) 専攻科入学までに修得した専門分野（機械工学、電気電子工学、情報工学、応用化学、生物工学）に関わる工学知識・専門技術をさらに深め、身に付けた技術者
- (2) 他の工学分野の知識・技術を身に付け、融合複合領域の問題に対応できる技術者
- (3) 高い教養と語学力、倫理観を有し、他者と協働できるグローバルマインドを有する技術者
- (4) 日本における近代工業発祥の地である北九州市の歴史的、産業的、精神的マインドを持ち、社会に貢献できる技術者

(重点学修領域別に養成する人物像)

第3条 第2条第1号に掲げる人物像について、重点学修領域別に次のとおり具体的内容を定める。

- (1) 「A：環境・資源・材料」における重点学修領域別人物像は、生産を通じた環境技術、資源活用、材料開発等の持続可能社会を生み出す生産技術を学んだ技術者とする。
- (2) 「B：エネルギー応用・創生」における重点学修領域別人物像は、生産活動の原動力となるエネルギーの応用機器・利用技術、創生技術を学んだ技術者とする。
- (3) 「C：機能・情報デザイン」における重点学修領域別人物像は、デザイン（機能と設計）による新たな価値を創出する術を学んだ技術者とする。

附 則

この規則は、令和元年10月10日から施行し、平成31年4月1日から適用する。